

三重県(事務局) 委員の皆様におかれましては、暑い中、またお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

【～年度当初のため、自己紹介～】

【～審議～】

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は3名欠席という事で会長及び3人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日はご審議いただきますのは包括議決案件が三重県28件、津市4件、桑名市5件、鈴鹿市18件、本審査案件が三重県1件、鈴鹿市1件でございます。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開となりますが、本日の傍聴者は、お見えにならないという事を報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会長 まず、前回、第218回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

特にはないですかね。

私から一つ質問があるのですが、議事録と審議概要が、本審査案件がないものですから全て同じ内容になっていると思いますが、これが適切であるかどうかよく分からないので、多分大丈夫だとは思いますが、確認していただければと思います。

それでは、修正点がないということで、これにて第216回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県(処分庁) (包括議決案件 28件の報告)

会長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市 (処分庁)	(包括議決案件4件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。 それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑名市 (処分庁)	(包括議決案件5件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。 それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件18件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	3ページの上から5件目、鈴1602なのですが、変更前と変更後の用途変更と書いてあるわりには一般住宅から一般住宅となっているのですが、これはよかったですか。 上に書いてあるのは、農家住宅から一般住宅という形で用途変更となっていますが、記載ミスなのでしょうか。
鈴鹿市 (処分庁)	(提案基準)23によるものなので、例えば線引き前の住宅を建て替えたり、あるいは許可を取ったものを用途変更したもの、そういったものかと思えます。
委員	記載ミスではなく、一般住宅から一般住宅のままで、を用途変更という位置づけでよろしかったですか。
鈴鹿市 (処分庁)	人が変わったことによるものです。
会長	書類上、誤解というか混乱を招く表現なのですが、これはこのまま修正されないのか、やはり何らかの修正をされるのか、どちらですか。修正されなくてもこれで大丈夫というご意見なのですね。
鈴鹿市 (処分庁)	はい。
委員	属人の変更という感じでよろしかったですか。
鈴鹿市 (処分庁)	はい、そうです。
会長	他に質問等ございませんでしょうか。 それでは、以上をもちまして、三重県28件、津市4件、桑名市5件、

鈴鹿市18件の包括議決案件の報告を終了します。

※これより先は、本審査案件の審議であり、第219回三重県開発審査会の本審査案件は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

主な意見や質問は、次のとおりでした。

① 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築行為許可申請に関する議案
(都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ)

■建築物の用途：有料老人ホーム

- 三重県有料老人ホーム設置運営指導指針等について説明（長寿介護課より）
- ・有料老人ホームのトイレや浴室の数、配置について
- ・医療依存度の高い人を受け入れるという有料老人ホームのコンセプトに対しての人員配置について
- ・緊急時の対応について（予想される浸水に対しての建物の対応、避難する場合の人的な対応）
- ・隣接する工場の騒音、振動について

② 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築行為許可申請に関する議案
(都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ)

■建築物の用途：工場

- ・申請地に係る新しいトラック経路に関する小学校への連絡について
- ・既存敷地に係る緑地帯について